

介護保険住宅改修費支給制度について

■ 支給要件

住宅改修費は、居宅要介護（支援）被保険者が、厚生労働大臣が定める住宅改修を現に居住する住宅について行い、その居宅要介護（支援）被保険者の心身の状況、住宅の状況を勘案して必要であると市町村が認める場合に支給されます。

■ 支給について

（１）支給限度基準額

住宅改修の支給限度基準額は、同一の住宅で20万円です。20万円の住宅改修を行った場合、18万円（9割または16万円8割）が保険で支給され、自己負担は2万円（2割負担の場合は4万円）となります。また、20万円を超えた場合は、超えた部分が全額自己負担となります。

（２）支給方式

住宅改修に要した費用全額を一旦事業者を支払ってから9割相当額（または8割）の保険給付を受ける償還払い方式です。

（３）支給限度額管理の例外

① 要介護状態が著しく重くなった場合の例外

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、次掲げる要介護状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に、例外的に、改めて支給限度基準額20万円分の住宅改修費が受けられます（**初回分の住宅改修について支給限度支給額の残額があっても、追加分に持ち越されず、20万円となります**）。

なお、この例外は、一人の被保険者について**1回のみ適用**されます。

「介護の必要の程度」の段階	要介護状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 又は 要介護1
第一段階	要支援1

要支援2、要介護1は同じ「介護の必要の程度」の段階です。ご注意ください！

② 転居した場合の例外

支給限度額管理は、現に居住している住宅について行われるため、転居した場合には、改めて上限まで住宅改修費の支給を受けられます。（転居前の住宅について支給限度基準額の残額があっても、**転居後の住宅については持ち越されず、20万円となります**。）

■ 厚生労働大臣が定める住宅改修の種類

(1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するもの。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものの。

なお、用具貸与告示第7項に掲げる「手すり」（福祉用具貸与項目）に該当するものは除く。

(2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定される。ただし、貸与告示第8項に掲げる「スロープ」または用具購入告示第3項第5号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消及び昇降機、リフト、段差解消機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する場合も除く。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定される。

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、保険給付の対象とならない。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的で、購入告示第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等への付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗式洋式便器または簡易水洗洋式便器に取替える場合は、当該工事のうち水洗化または簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は、保険給付の対象とならない。

(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

- ①手すりの取付けのための壁の下地補強
- ②浴室の床段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事
- ③床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ④扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
- ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更など

■ 留意事項について

(1) 住宅改修の設計及び積算の費用

住宅改修費の前提として行われた設計および積算の費用は、住宅改修が行われた場合には住宅改修費の支給対象となりますが、**実際に住宅改修が行われなかった場合には支給対象となりません。**

(2) 新築又は増改築の場合

住宅を新築する場合は支給対象となりません。また、増改築の際に廊下の拡張に合わせた手すりの取付けや便所の拡張に伴う和式便器から洋式便器への取替えを行った場合には、手すりの取付けや便器取替えの費用に限って支給対象となります。

(3) 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合

支給対象となる住宅改修と併せて支給対象外の工事も行われた場合、対象部分の抽出・按分等の適切な方法で支給対象費用を算出することになります。見積もり等から抽出可能な場合はあらかじめ見積もり等から対象外分を抜いてください。

(4) 被保険者等(要介護者等)自らが住宅改修を行った場合

被保険者等(要介護者等)が自ら材料を購入し、本人・家族等によって住宅改修が行われる場合は、**材料の購入費のみが支給対象**となります。

(5) 同一住宅に複数の被保険者(要介護者等)がいる場合の住宅改修費の費用

複数の被保険者等(要介護者等)が同一住宅に居住し、複数の被保険者等(要介護者等)についての住宅改修が行われた場合には、各被保険者等(各要介護者等)に有意な範囲を特定し、申請の対象となる住宅改修の範囲が重複しないようにしなければなりません。

(6) 要介護認定申請中、入院・入所中に行う住宅改修について

要介護認定申請中で緊急を要する場合は、要介護認定申請後に事前確認申請を行うことは可能ですが、**認定が非該当となった場合は支給できません。**

入院・入所中で**退院・退所の見込みがある場合**には、事前確認申請承認後に**工事着工は可能です。退院・退所後に支給申請を行ってください。退院・退所をしなかった場合は支給できません。**

(7) 一時的に身を寄せている住宅の改修について

介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅が支給対象となります。そのため、介護保険被保険者証に記載されていない住所地で、**一時的に居住するための住宅改修は、支給対象となりません。**

介護保険住宅改修手続きの流れ

1. 要支援1・2／要介護1～5の認定

要介護認定申請をし、要支援1・2又は要介護1～5の要介護認定を受けます。



2. ケアマネジャー等に相談

要介護認定を受けている被保険者は、ケアマネジャー等に相談をして、住宅改修理由書の作成を依頼します。



3. 施工業者の選択・見積り等の依頼

施工業者を選定し、施工業者に住宅改修に係る見積りや関係書類等の作成を依頼します。



4. 町へ事前確認申請書の提出

住宅改修を行う前に、当該住宅改修が保険給付の支給対象となるかの承認を受けるために下記の書類を揃えて町の窓口へ提出します。

- ①居宅介護（介護予防）住宅改修事前確認申請書（柴田町様式）
- ②見積書及び工事費内訳書（任意様式：工事内容・規模・材料費・施工費・諸経費等明記）
- ③住宅改修が必要な理由書（1）・（2）（厚生省告示標準様式）
- ④住宅改修の前の状態が確認できる図面、写真（**写真は、撮影日が写し込まれたもの**）



5. 施工業者との契約

町の事前申請書類の審査・承認を受けた後に、施工業者との契約をします。



6. 工事の実施

工事を実施します。（※事前承認後であっても、工事を取りやめる場合や工事の内容及び金額、施工業者等が**変更になった場合は、速やかに町の窓口まで連絡してください。**）



7. 工事費用の支払い（全額被保険者負担となります）

工事が完了した後に代金を施工業者に支払い、領収書を受け取ります。



8. 町へ支給申請書の提出

工事完了後、下記の書類を提出し町が審査し、住宅改修費の支給が決定されます。

- ①介護保険 居宅介護・介護予防 住宅改修費 支給申請書（柴田町様式）
- ②領収書（被保険者あての工事費支払いに係るもの。**写を添付する場合は原本も確認します**）
- ③住宅改修後の写真（**撮影日入のもの**で**事前申請時提出の写真と同方向から撮影したもの**）
- ④見積書及び工事内訳書（事前申請時から変更があった場合のみ添付でかまいません）



9. 住宅改修費の支給（費用の9割または8割）

受理した支給申請書を審査します。完成後に現地確認をする場合があります。

審査の結果、問題がなければ支給決定をし、「介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給決定通知書」を被保険者へ送付し、申請書で指定された金融機関口座に住宅改修費を振り込みます。

住宅改修事前確認申請書類について

住宅改修工事の**着工前**に必要な書類とともに提出します。

① 居宅介護(介護予防)住宅改修事前確認申請書(柴田町様式)

【被保険者番号、生年月日、住所、氏名、電話番号】…介護保険被保険者証の内容及び電話番号を記入します。

【申請年月日】…申請書を提出する年月日を記入します。

【申請者】…原則、被保険者が申請者となります。

【改修内容等】…改修箇所、改修内容及び規模を記入します。

【改修工事予定年月日】…改修工事を実施する**予定**の年月日を記入します。

【改修施工予定事業者】…改修工事を施工する**予定**の事業者を記入します。(本人及び本人と家族等が個人で施工する場合は、氏名と続柄を記入します。)

【改修住宅の所在地】…被保険者が現に居住する住宅の住所を記入します。(住宅改修する住宅の所在地が介護保険被保険者証に記載された住所と同一であることが必要です。)

【改修する住宅の所有形態】…該当する所有形態を○で囲みます。

【承諾書】…住宅の所有形態が本人の所有以外の場合は、住宅所有者より署名・捺印による承諾が必要です。

【柴田町処理欄】…記入しません。

② 見積書及び工事費内訳書(任意様式:工事内容・規模・材料費・施工費・諸経費等明記)

- ・ 施工予定の工事について適正に費用を算出します。
- ・ 介護保険制度の対象工事と対象外工事の別が分かるように算出します。
- ・ 部屋毎、部位別に改修工事名称、内容(製造業者・品番・規格・形状等)、数量、単位、単価を記載し、直接工事費を算出します。
- ・ 被保険者本人及び家族等が**個人で施工する場合は、材料費のみの内訳**を記載します。

③ 住宅改修が必要な理由書(1)・(2)(厚生省告示標準様式)

【利用者】…被保険者番号・年齢・生年月日・性別・被保険者氏名・要介護認定・住所は被保険者証の内容を記入します。

【作成者】…現地確認をした日・理由書を作成した日・所属事業所・資格・氏名・連絡先を記入します。

【総合的状況】…別紙、「住宅改修が必要な理由書」の記載例を参照してください。

④ 住宅改修の前の状態が確認できる図面、写真

- ・ 改修箇所と内容が記載された平面図や立面図を添付します。
- ・ 部屋名等の表記は、「住宅改修が必要な理由書」、「見積書」、「住宅改修箇所の写真」等の各書類において統一した名称を使用します。
- ・ 写真は、改修を予定している箇所の全体が含まれていて、**撮影日が写し込まれたものを添付**します。

住宅改修費支給申請書類について

住宅改修工事の**完了後**に必要な書類とともに提出します。

① 介護保険 居宅介護・介護予防 住宅改修費 支給申請書(柴田町様式)

【被保険者氏名・被保険者番号・生年月日・個人番号】…事前確認申請書と同一の内容を記入します。個人番号については被保険者の同意ある場合のみ記入ください。

【改修した住宅の所在地】…事前確認申請書と同一の内容を記入します。

【住宅所有者】…事前確認申請書と同一の内容を記入します。

【着工年月日】…住宅改修工事の着工日を記入します。

【完了年月日】…住宅改修工事の完了日を記入します。

【改修の種類】…事前確認申請書と同一の内容を記入します。(但し、事前確認申請後変更があった場合は、変更した箇所が分かるように記入します。)

【改修の内容・箇所及び規模】…事前確認申請書と同一の内容を記入します。(但し、事前確認申請後変更があった場合は、変更した箇所が分かるように記入します。)

【施工した者】…事前確認申請書と同一の内容を記入します。(但し、事前確認申請後変更があった場合は、変更した箇所が分かるように記入します。)

【改修費用】…住宅改修費支給対象となる改修に係る費用のみ記入します。

【申請者】…原則、被保険者が申請者となります。

【口座振込依頼欄】…原則被保険者名義の振込先口座の金融機関の内容について記入します。

【柴田町処理欄】…記入しません。

② 領収書(被保険者あての工事費支払いに係るもの)

・原則として原本の提出ですが、支給申請書提出時に**原本を提示していただくことにより確認が出来れば、写しでも差し支えありません。**

③ 住宅改修後の写真

・**撮影日入のもので事前申請時提出の写真と同方向から撮影したものを**添付してください。

④ 見積書及び工事内訳書

・事前申請時から変更があった場合に添付して下さい。その際、変更した箇所が分かるように記載してください。